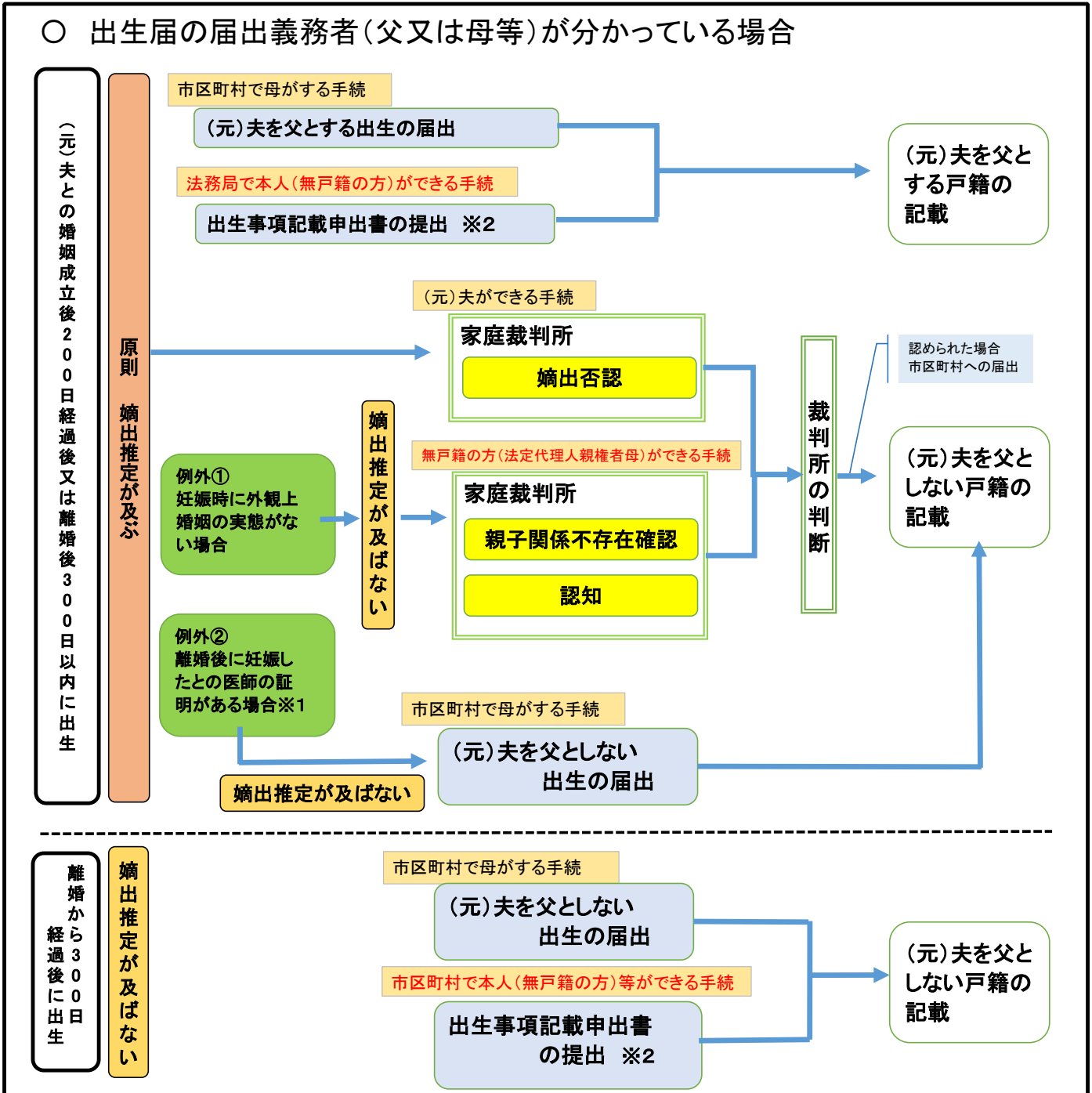
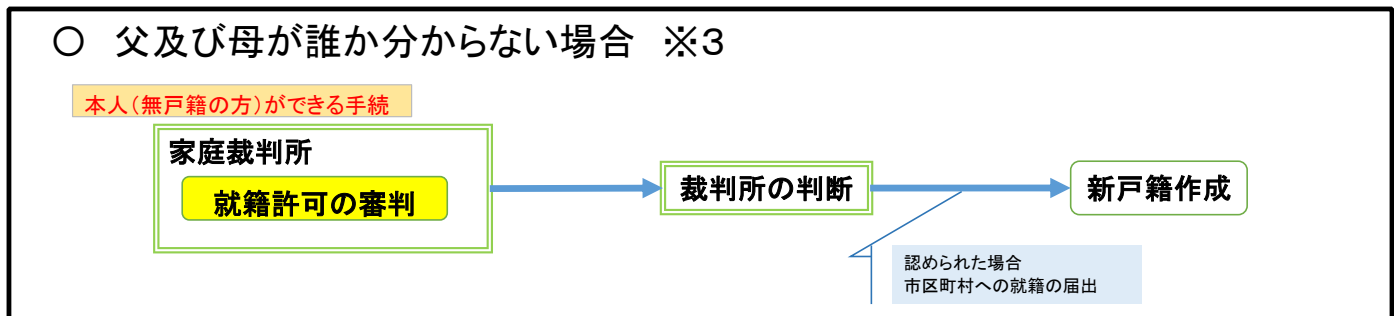


# 無戸籍の方が関係する一般的な手続について

## ○ 出生届の届出義務者(父又は母等)が分かっている場合



## ○ 父及び母が誰か分からない場合 ※3



※1 詳しくは法務省のウェブサイト<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji137.html>を参照

※2 出生届出義務者が出生の届出をしない又はできない場合に法務局で母子関係が認定できるときに無戸籍の方が戸籍に記載されることを求める手続。詳しくは法務省のウェブサイト[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04\\_00047.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00047.html)のQ3を参照。

出生届出義務者がいる場合は、届出義務者に届出をするよう2回催告が行われる。それでも届出がない場合又は届出義務者がいない場合には、市区町村長は法務局長の許可を得て戸籍の記載を行うことになる。

※3 代表的な事例として、父及び母を戸籍上特定できない場合を想定している。